

会 長	事務局長	係

第 8 3 8 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 3 年 6 月 3 日 (木曜日) 午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者 (14 名)

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	7 番 澤田 誠規
8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司	
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	4 番 井垣 水里	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者 (4 名)

6 番 西山 讓	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
5 番 佐藤 千春		

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局主査 中田 真由

6. 付議案件

議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第 3 号	道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整 (意見照会) について

○議長　　みなさん、こんにちは。今日は雨になりました。この会の後、休耕田を整地にする予定でしたが、雨ですのでまた延期になります。日程は事務局と私の方へ任せてもらって、大体20日～月末まで頃にやりたいと思っております。2、3日前に連絡しますので、できる限りの参加をよろしくお願ひします。

これより、第838回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、3番濱田 頼之委員、4番山本 欣史委員にお願いします。

(なお、6番西山 讓委員、2番保田 稔委員、3番川島 照久委員、5番佐藤 千春委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。)

○議長　　これより議事に入ります。

○議長　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長　　事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査」についてご説明いたします。受付番号4番。場所は2ページに位置図をつけております。大字樺。主要地方道宿毛城辺線、港南台団地の入口の西側、樺川を北上し、川沿いに広がる農地のうちの2筆になります。売買で、取得後は田で文旦を作る予定とのことです。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

次に受付番号5番、6番についてですが、譲渡人から、息子、甥への贈与になります。以下、各件について説明いたします。

受付番号5番。場所は3ページに位置図をつけております。大字都賀川。坂ノ下地区から都賀川地区へ上がる道路沿いにある農地のうちの8筆になります。息子への贈与で、取得後は栗、野菜、みかんを作る予定とのことです。本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項説明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

受付番号6番。場所は4ページに位置図をつけております。

大字都賀川。坂ノ下地区から都賀川地区へ上がる道路沿いにある農地のうちの3筆になります。

甥への贈与で、取得後は野菜を作る予定とのこと。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項説明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上3件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 長 それでは、最初に5番、6番、都賀川地区担当の羽賀委員より説明をお願いします。

○羽賀委員 【議案書をもとに5番及び6番朗読】

○議長 長 続きまして、受付番号4番について、樺地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに4番朗読】

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○事務局長 6番の件で補足説明です。

6番の譲受人の職業について、農業ということですが、農業の他に自分で自営の仕事をされております。住所地は説明にありましたように、市外・高知市在住となっておりますが、申請時に確認したところ、数年後にはこちら故郷の宿毛に戻られる予定のあるとのこと。

また、実際は仕事の関係で週に半分、3ないし4日は宿毛にいらっしゃる状況が確認できております。以上のことから総合的に勘案して、譲受人としての要件を満たしていると事務局の方では判断しています。

補足説明は以上です。

(審議中)

○小島委員 現況の 32.96a というのは、宿毛の方に持っている土地ということでよろしいですか。

○事務局長 はい、宿毛市内に所有している土地です。

○小島委員 分かりました。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」3 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第 1 号」の 1 件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第 2 号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第 2 号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
議案書は 5 ページになります。申請件数は 1 件、新規設定です。
受付番号 24 番について、ご説明いたします。
場所は大字宿毛。東宿毛駅から南、松田川に面した農地のうちの 2 筆になります。
貸付人は昨年農地を相続し、地元の方に耕作していただくことになりました。
地目は田で、水稻を作るとの計画が出されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 長 続きます。受付番号24番について、街区地区担当の稲田委員より説明をお願いします。

○稲田委員 【議案書をもとに24番朗読】

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。
議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め、市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」1件は市に通知することに決しました。

○議長 長 続きます。議案第3号「道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について」を議題といたします。

○議長 長 事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 (道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整(意見調整)について)

議案に別途ホッチキス止めで入れておりました、縦型になります議案第3号をご確認ください。

それでは、事務局より議案第3号「道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整（意見調整）について」ご説明いたします。

先月の定例会終了後、四国横断自動車道（宿毛～内海間）計画建設が計画されていることについて、国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所及び高知県土木部都市計画課、道路課にお越しいただき、委員の皆さまへ勉強会としまして具体的な道路計画や今後の計画スケジュールについて説明をしていただいた所です。

これら関係機関からの説明をまとめますと、本道路整備計画は経済効果のみならず、地域安全や近年多発する大規模な災害、また、南海トラフ地震の被災時には、国道56号線の代替路線として円滑な救命救急活動ができ、防災の観点からも必要とされている施策であり、早急に整備する必要がある事業とのことです。

本議案は、お手元の議案書にありますとおり、2枚目以降ですが、高知県農業振興部長から、本市農業委員会会長宛に文書で意見照会があり、この回答に関する事項を本日の定例会でご審議いただき、本委員会としての意見照会の回答を行うこととしております。

本日は、詳しい計画図等はありませんが、意見等がありましたらお願いしたいと思います。

この議案につきましては、回答書の案です。この内容で良いかご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、委員の皆さまにおかれましては、本計画について農業上の土地利用との調和の確保という点において、特に問題が無いかどうか、ご審議いただきますようお願いいたします。

審議の方向性ですが、今回の意見照会は行政機関としての農業委員会に対して照会があったもので、今回の道路計画が行政的な視点で地域の農業施策推進の上で問題が無いかを確認していただくという形になります。

すなわち、道路事業・公共事業へ個人的な思い等については、皆さまそれぞれ思いがあるとは思いますが、すでに先日地区長文書等でご案内しました通り、現在昨日と今日実施しておりますが、今日はこの後7時から福祉センターで行われる予定ですが、県が実施するこの内容についての説明会、また後日開催が計画されております公聴会といった別の立場で表明していただくこととし、今回は計画地内で補助金が入った大きな農業振興施

策があるか無いか、またそういったものを予定しているかないかを確認していただきたいと思います。

事務局で意見照会の回答書案を作成いたしましたので、読み上げます。

(意見照会回答案を読み上げる)

今回の意見照会で提示された道路整備計画地において、土地改良及び継続的な農業振興施策を予定しているため、道路事業の実施にあたり、機能が廃止又は低減される農地及び水路・農道等の農業施設について、代替の施設を整備するなどの、機能維持・回復のため特段のご配慮をお願いします。と4行をつけております。

この4行の内容につきましては、今回示されている計画ルートの中に、以前3年ほど前この総会の場合でもご説明しておりますが、西側大深浦地区におきまして、高知県農地中間管理機構の機構関連整備事業による県営圃場整備事業予定地がありました。当時平成30年の段階の申請計画としては大深浦地区内の約8.6haについて、事業採択に向けて地域の方へ入って事前のすり合わせ等、数回地元説明会もしておりましたが、その後、高速道路の予定地が含まれていることが分かり、現在の所、この話は一時止まっております。ということで、この度、先月の勉強会で説明がありましたように、ルートの素案が提出され、大深浦地区の真ん中を道路が横切ることが判明しておりますので、これらの分につきましては、この4行の内容について本委員会として意見反映したいと考えております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 事務局より説明がありましたが、これに対するご意見があればお願いします。

(審議中)

○議 長 (圃場整備の計画は) 高速の関係で止まっちゃうが。

○山口委員 聞いてみたら、話が止まっているのは、ポンプ機材の話でいうて聞いたがやけど。

○事務局長 ポンプ場があそこ(圃場予定地の下部地域には)にあるんですけど大雨の際の排水対策も絡んでいるのは、伺っております。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

○澤田委員 ある、ないいうたって漠然としていて。

○議 長 この段階で何が変更になるか分からんもんね。

○議 長 それでは、採決に入ってよろしいでしょうか。

 (「よし」の声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

 議案第3号「道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整（意見照会）について」事務局より報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

 (「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」については承認されました。

○事務局長 ありがとうございました。回答書は高知県農業基盤課へ送付いたします。

(協議事項)

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

 受付番号6番。所在地 平田町戸内・森 登記地目 田1筆 (P7)

 場所は、主要地方道土佐清水宿毛線を進み、三共コンクリートの事務所の向かい側の土地で、平成12年月日不詳により耕作放棄された後原野化し、以後資材置き場として利用され、田として使用されておらず現在に至っております。

 受付番号7番。所在地 平田町黒川・下駄場 登記地目 畑3筆 (P8)

 場所は黒川農村公園から山手に進んだ土地で、昭和60年月日不詳頃から耕作放棄され山林化しており、畑として利用しておらず現在に至っております。

 受付番号8番。所在地 和田 登記地目 田1筆 (P9)

 場所は中村宿毛道路、和田インター交差点から市道を進んだ土地で、平成18年頃に耕作放棄し、駐車場として利用され現在に至っております。

受付番号9番。所在地 平田町黒川・貝礎 登記地目 畑1筆 (P10)
場所は貝礎地区内、貝礎老人憩の家向かい側の土地で、既に亡くなっている父親名義の土地で、昭和52年に住宅を新築した際、隣接している宅地の一部と誤認し、現在に至っております。

以上4件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議 長 それでは受付番号6番について、戸内地区担当の私の方から説明をいたします。

○議 長 **【議案書をもとに6番朗読】**
現地は、今朝ほど井垣委員と確認をし、本人にも昨夜電話で確認を取っております。現場は既に資材置き場兼駐車場となっており、現場が畑・田んぼに戻ることは不可能と思われまますので、ぜひ審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 続きまして、受付番号7番及び9番について、黒川地区担当の井垣委員より説明をお願いします。

○井垣委員 **【議案書をもとに7番及び9番朗読】**
(7番について)
1日に本人と電話確認をし、午後西山委員と現地を訪ねてきました。この方は黒川の方に住んでいる方ではなく、山林化しております。農地としては不可能と思われまます。

(9番について)

1日の朝電話確認をし、午後西山委員と現地確認を行いました。既にお家が建っており、農地としては不可能です。よろしくお願ひいたします。

○議 長 続きまして、受付番号8番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いします。

○稲田委員 **【議案書をもとに8番朗読】**
5月30日8時過ぎに松本委員と現地確認しております。ちょうど現況雑種地ということでしたけれども、バラスが敷かれており、完全に整地さ

れておりました。農地への復旧は困難かと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明4件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明4件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (①高知県に送付した結果の報告について)

第832回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第5条申請(受付番号11号)及び第836回で承認となった農地法第4条申請(受付番号1号)について、県に意見を付して送付しておりましたが、いずれも県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市橋上町出井(太陽光発電の設置・令和3年4月30日付け)

※宿毛市小筑紫町田ノ浦(自己住宅の建築・令和3年5月21日付け)

(②農用地区域内農地用途区分変更の報告について)

議案書に同封しておりました資料1、1枚もの、両面なんですが、農用地区域内農地用途区分変更の報告が1件あります。資料1のご準備をお願いいたします。表面に申請書をつけて、裏面に申請地宇須々木の住宅地図

を載せてあります。この内容は、このたび、宇須々木地区内の農地について、自己所有する農地に 2a 未満の自己用の農業用倉庫建築に伴い、農地用途区分変更の届け出があり、去る 5 月 13 日付で高知県より同意がありましたので報告します。

農用地区域内で農地を農業用施設用地に変更する場合には、所有者から高知県に対して、用途区分変更が必要であることから申出書が提出されたものです。

なお、用途区分とは、3つありまして、一般的な農地、次が採草放牧地、混木林地、最後に今出ております農業用施設用地、農業用の倉庫等、一般的なものです。用途区分がこの3つからなるものです。

お配りしております資料 1、申し出内容については、農業用倉庫の建築に伴い、用途区分を農業用施設用地に変更するものです。自らが使用する 200 m²未満の農業用施設の場合は、軽微な変更案件にあたることから、高知県への農地転用の手続が不要になりますが、農業委員会へ届け出を行うこととなっております。この後の流れとしては、申請者の方から農業委員会に対して、農業用施設の倉庫を建てる時の届出は、一般の場合でしたら転用申請ということで書類提出後、会議で審査して、高知県へ提出となりますが今回 2a 未満の倉庫につきましては、このような形、軽微な変更に伴い用途変更をした後、農業委員会の方で処理をして良いというルールになっており、申請者から改めて届け出が出されることになっておりますので申し添えます。説明は以上になります。

引き続きまして、事務局員から説明があります。

○事務局員

(③農地パトロールの日程(案)について)

農地パトロールの日程案についてお知らせします。

日程案としましては、8月の定例会開催時に合わせて実施することとし今年8月3日(火)に計画しております。委員の皆さまにはご多忙のところまた暑い中にはなりますが日程調整のほどよろしくお願いいたします。

次回7月の定例会にて、農地パトロールの実施要領や班分けについてお知らせする予定です。

(④次回会議の日程(7月2日(金)について)

次回総会の日程についてお知らせいたします。7月2日(金)午後1時30分から行います。提出議案の締め切りは11日(金)、議案送付は25日(金)の予定です。よろしくお願いいたします。

- 議 長 報告事項は以上です。何か意見はございますか。
- 寺田委員 今さっき、200 m²以下やったら軽微なあれ（農用地区域内農地用途区分変更手続き）でいらんということで、215 m²。
- 事務局長 それは、敷地の方は200 m²を超えていますけど、建物本体の面積は200 m²未満ということで。
- 小島委員 200 m²以下というのは倉庫の敷地じゃなくて、全体計画としての。
- 寺田委員 床面積ですか。
- 事務局長 一部ということで、確か分筆するようにお伺いしていますけど。
- 寺田委員 その場合はこちらを通すわけよね、転用の。
- 事務局長 そうですね。転用という形で事務局にてして、こちらへは報告という形で後日改めて、7月になるか8月になるか分かりませんが、という手順を踏んで。あまりこのような例がないのでピンとこないかも分かりませんが。
- 寺田委員 もったいないね、これ駐車場するいうたら。
- 事務局長 なぜこういうことをするかというと、違反転用と間違えられたら困るので。いつもこのような形をとって、農家の皆さんが自分のところで使うという場合があれば、一定面積であれば、（通常より）簡単に手続きがとれます。ただ、その用途区分の条件があるので、そこだけはしっかり初めに変更申請を提出するようにと、手順を踏んで進めて行く流れになります。
- 議 長 はい、どうでしょう。
- 事務局長 他に質問等ありませんでしょうか。
事務局から縷々次回の会議の日程までお伝えしましたが、ここで1点皆さまにお願いがありまして、事務局からご提案させていただきます。
このたび、令和3年度の献穀田に、宿毛市から岩本委員の農地が選出されました。このことについて準備を進めておりまして来週6月10日（木）当日の天気が心配ですが、平田町戸内地区の会長が所有する農地において

お田植祭を実施することになりました。

このことについて、献穀を成功させるため、新嘗祭献穀宿毛市実行委員会を立ち上げまして、ご寄付の依頼がありまして、唐突なお願いとなったのですが、農作業の安全、五穀豊穡を祈願することを目的に新嘗祭を行っておりまして、以前在籍しておりました今津委員さんの農地で実施されたことは、事務局の方も把握はしております。20年に1回回ってきます大変名誉なことではありますが、成功を祈念して何らかの協力という部分もあるのでしょうか実行委員会からこのような形で依頼がありました。この式につきまして、委員の皆さまにご賛同いただけるようでしたら、直前で申し訳ありませんが1口1,000円で、この後、会議終了後に事務局までお願いできたらと思います。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。事務局からは以上です。

- 西山成委員 大事なことよ。
- 稲田委員 名誉なことよ。
- 事務局長 ちなみに天気が悪い場合は翌日になります。
- 議 長 よっぽど悪くなかったら当日やるでしょう。よろしく願います。
- 議 長 ほかに何かありませんか。なければ以上で終了したいと思います。

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第838回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和3年6月3日

会長

岩本誠司

農業委員

濱田頼之

農業委員

山本欣史